

# 日本社会福祉学会学会賞授賞式

2021年9月11日

東北福祉大学（WEB開催）

一般社団法人

日本社会福祉学会

# 授賞式次第

日時：2021年9月11日（土）13時00分～14時00分

（開会式に引き続き開催）

場所：東北福祉大学（WEB開催）

司会 木下 武徳 理事

一、会長挨拶

木原 活信 会長

一、審査委員長挨拶

および審査報告

小林 良二 審査委員長

一、学会賞授与

木原 活信 会長

学術賞

西崎 緑 氏

学術賞

平野 隆之 氏

奨励賞（単著部門）

田中 智子 氏

一、受賞者挨拶

学術賞

西崎 緑 氏

学術賞

平野 隆之 氏

奨励賞（単著部門）

田中 智子 氏

一、副会長挨拶

湯澤 直美 副会長

以上

---

## 受賞者紹介

---



学術賞  
にしざき みどり  
西崎 緑 氏

- 1958年 三重県生まれ  
1982年 明治学院大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士課程前期修了 社会学修士  
1994年 Central Michigan University Graduate School 修士課程修了 M.A. Political Science  
2009年 首都大学東京社会科学研究科社会福祉学専攻博士後期課程修了 博士（社会福祉学）  
2000年-2017年 福岡教育大学教育学部  
2017年 島根大学人間科学部教授（現在）  
業績 『ソーシャルワークはマイノリティをどう捉えてきたのか—制度的人種差別とアメリカ社会福祉史』（勁草書房、2020年）、「アメリカ公的福祉協会が連邦政府の公的扶助に果たした役割」（島根大学人間科学部紀要2、2019年）、「アイナベル・リンジーと草創期の黒人ソーシャルワーカー養成教育」（『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』145、2015年）



学術賞  
ひらの たかゆき  
平野 隆之 氏

- 1955年 大阪府生まれ  
1978年3月 大阪市立大学商学部卒業  
1985年3月 大阪市立大学大学院生活科学研究科博士後期課程単位取得退学  
1985年4月 名古屋経済大学経済学部講師  
1995年4月 名城大学都市情報学部教授  
1999年4月 日本福祉大学社会福祉学部教授  
2004年4月 南京大学客員教授（-2005年3月）  
2009年3月 日本福祉大学大学院福祉社会開発研究科論文博士〔博士社会福祉学〕取得  
2013年4月 日本福祉大学副学長（-2017年3月）  
2020年4月 日本福祉大学大学院特任教授（現在）



奨励賞 (単著部門)

たなか ともこ  
田中 智子 氏

- 1977年 佐賀県生まれ
- 2000年 広島大学学校教育学部卒業
- 2002年 広島大学大学院社会科学研究科博士課程前期  
修了
- 2005年 大阪健康福祉短期大学介護福祉学科専任講師
- 2006年 広島大学大学院社会科学研究科博士課程後期  
単位取得退学
- 2008年 佛教大学大学院社会福祉学研究科博士後期課  
程中途退学
- 2008年 佛教大学社会福祉学部専任講師
- 2013年 佛教大学社会福祉学部准教授
- 2018年 北海道大学大学院教育学研究院 博士(教育  
学)取得
- 2021年 佛教大学社会福祉学部教授

## 2021年度 日本社会福祉学会学会賞 祝辞

一般社団法人日本社会福祉学会  
会長 木原 活信

2021年度（第18回）の学会賞は、学術賞として西崎緑会員『ソーシャルワークはマイノリティをどう捉えてきたのか——制度的人種差別とアメリカ社会福祉史』（勁草書房）そして、平野隆之会員『地域福祉マネジメント——地域福祉と包括的支援体制』（有斐閣）、奨励賞（単著部門）田中智子『知的障害者家族の貧困——家族に依存するケア』（法律文化社）が学会賞審査委員会において選出されました。いずれも、これまでの福祉実践を精緻に言語化された研究として高く評価されたものであります。心よりお祝い申し上げます。おめでとうございます。

学会賞の審査対象とされる図書・論文は、推薦図書・推薦論文に加えて、国立国会図書館サーチで当該年に刊行されたものの中から会員が執筆したものを抽出し、さらにアマゾンで検索をかけ、国会図書館リサーチと重複しないものを選定して行います。その後、教科書・報告書などを外し、審査対象となる図書・論文を決めますが、その数は毎年、図書30～50冊、論文20～40本になります。それだけの数の中から、厳正なる審査を行い、最終的に学会賞にふさわしい著書・論文が選出されることになっています。

本学会は、学会賞審査委員会の審査過程について、できる限り透明性をはかり、段階的に絞り込まれていく過程を明らかにするとともに、最終候補となった作品が選出された根拠を明確に説明できる体制を取っています。甲乙つけがたい優秀な作品のなかから選出する最終段階では、どうしてもそれぞれの作品の長所と短所までを細かく検証する作業が必要となります。このような労を担っていただいたのが、学会賞の審査委員会の方々であったことを明記しておきたいと思えます。

その意味で、このたび受賞された西崎会員、平野会員、そして田中会員は厳格な審査プロセスから選ばれた社会福祉学会の優秀な作品であることは間違いないことであり、今回の受賞を励みにして、ご自身の研究をさらに発展させてくださることを心から願っております。

学会賞の事業は、学術研究集会（春季大会・秋季大会・学会フォーラム等）の開催、機関誌発行と並んで、社会福祉学の発展に寄与する重要な事業です。会員の皆さまにおかれましては、本事業への一層のご協力をお願い致します。

最後になりましたが、受賞者の三名を心よりお祝いするとともに、学会賞審査委員会の小林良二委員長をはじめとして、審査委員の皆さまの多大なお力添えに心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

## 審査経過報告

---

はじめに

2021年度日本社会福祉学会賞の選考は、昨年度に引き続き学会賞審査委員会担当理事を岩井浩英氏が務めた。委員は昨年度に引き続き井上英夫委員、副田あけみ委員、永岡正己委員、平野隆之委員が務め、今年度より黒木保博氏が委員に加わった。委員長は引き続き小林良二が担当することとなった。

### 【第1次審査対象図書を選定】

第1次審査に係る第1回学会賞審査委員会は2021年3月8日に、WEB会議ツール（Zoom）を使用し、オンラインで行われた。審査項目は、①研究意義、視点、方法の明確性、②記述の明晰性、記述表現の妥当性、③先駆性、開拓性、独創性、④研究の完成度、成果度、⑤研究実践上の貢献度の5項目とし、各項目6点満点で評価することが確認された。

審査対象著書は、自薦・他薦の14作以外に、国立国会図書館到着発送情報において社会福祉学に関わる文献として該当する4,908作を選び、かつそれらが日本社会福祉学会員の対象業績であるかどうかをチェックした結果、22作を抽出した。また、アマゾンリサーチを活用し、「社会福祉（2020年刊行）」で検索した結果、上記検索著書以外に会員の業績として7作を抽出することができた。なお、実践のルポルタージュ、随想、テキストの他、共著による著書等については、本事業における表彰の対象ではないことから、目次や図書紹介、概要などをもとに検討して除外した。上記の結果、学会賞審査委員会へ提案された審査対象著書合計43作を第1次審査対象著書とすることを決定した。

論文については、推薦のあった2編と、日本社会福祉学会の機関誌の第60巻4号及び61巻1～3号に掲載されたもののうち、過去に奨励賞（論文部門）受賞経験のない筆者の論文26編の合計28編を対象論文として審査することにした。

第1次審査を行う43作の著書について、1作につき2人の審査委員を選び、上記の5つの審査項目によって審査し、自由記述でコメントを付すことにした。最終的には、審査委員ごとに10作から15作の審査対象著書が割り振られた。審査担当著書の分担に際し、委員自身が執筆したり推薦した著書について、当該委員は審査を担当しないこととし、審査の透明性の確保を図った。

第1次審査を行う論文28編については、1編につき2人の審査委員が担当することとし、結果的に各審査委員が6編から9編の論文を担当することになった。

### 【第1次審査】

第2回学会賞審査委員会は2021年5月23日にWEB会議ツール（Zoom）を使用し、オンラインで行われた。各審査委員が記入した審査票をもとに、それぞれの著書の合計点数を整理した。

各審査委員30点満点で、合計60点満点のうち、概ね45点を超えるものを第2次審査対象著書として選定した。45点以下の著書についても1冊ずつ評価を行い、第2次審査の対象に残す必要があるかどうかを評価・確認した。

結果として、第2次審査の対象になった著書は以下の5作となった。第2次審査ではこれら5作について、平野委員以外の審査委員6人で審査することにした。これは、平野委員の著書が第2次審査の対象に含まれることになったため、審査の公平性を確保する必要が生じたことによる。なお平野委員は、自身の著書を含めた全ての書籍の第2次審査に関与しないことを確認した。

加藤 博史	『二つの福祉原理 ——社会的権利としての自己実現と社会福祉のバイオポリティクス』（晃洋書房）
田中 智子	『知的障害者家族の貧困——家族に依存するケア』（法律文化社）
西崎 緑	『ソーシャルワークはマイノリティをどう捉えてきたのか ——制度的人種差別とアメリカ社会福祉史』（勁草書房）
平野 隆之	『地域福祉マネジメント——地域福祉と包括的支援体制』（有斐閣）
武藤 敦士	『母子生活支援施設の現状と課題』（みらい）

論文については、既に機関誌編集委員会等において丁寧に査読評価されているものであるが、再度学会賞の審査委員の立場から審査した。結果として、以下の4編の論文を第2次審査対象として、審査委員7人全員で審査を行うこととした。

小笠原 慶彰	「「地方社会事業職員制」の検討 ——昭和戦前期社会事業行政職員の実状——」（『社会福祉学』第60巻4号）
桑原 啓	「「ひきこもり」支援施設の活動とその両義性 ——フレーム概念を通じて——」（『社会福祉学』第61巻2号）
中村 秀郷	「司法精神保健福祉領域のソーシャルワークで直面する困難性——心神喪失者等医療観察制度における社会復帰調整官へのインタビュー調査から——」（『社会福祉学』第60巻4号）
仁科 雄介 他	「精神障害がある方の家族を対象とした心理教育プログラムのフォローアップモデルの形成——モデルの実施可能性とその関連要因——」（『社会福祉学』第61巻3号）

### 【第2次審査】

第3回学会賞審査委員会は、2021年7月11日にWEB会議ツール（Zoom）によるオンラインで開催された。審査は、合計評価点を参酌しながら、各委員が候補として残った著書、論



文について、5つの審査項目をもとに評価すべき点、疑問に思う点について発言し、慎重に意見を交換するというかたちを取って進めた。

第2次審査の対象として残った5作の著書はいずれも高い評価点を得ており、学術賞または奨励賞の候補としての基準を満たしていると判断し、個々の著書について順次審査することとした。審議の結果、西崎緑氏の『ソーシャルワークはマイノリティをどう捉えてきたのか——制度的人種差別とアメリカ社会福祉史』（勁草書房）、及び平野隆之氏の『地域福祉マネジメント——地域福祉と包括的支援体制』（有斐閣）が学術賞に、田中智子氏の『知的障害者家族の貧困——家族に依存するケア』（法律文化社）が奨励賞に値するという結論を理事会への提案とすることについて、審査に関与した6名全員が承認した。

学術賞に該当するとされた西崎緑氏の『ソーシャルワークはマイノリティをどう捉えてきたのか——制度的人種差別とアメリカ社会』（勁草書房）は、1865年の南北戦争から1964年の公民権法が制定されるまでの100年間にわたるアメリカの社会福祉政策とソーシャルワークの歴史を、マイノリティである黒人の視点から批判的に捉えた著作で、これまでの日本のソーシャルワーク史研究にはなかった貴重な研究成果である。本書では、アメリカ史に関する理解とともに、白人を中心とするソーシャルワーク界と当事者団体・マイノリティソーシャルワーカーとの対立だけでなく、ソーシャルワーク界と当事者団体等それぞれのなかの対立とその背景にまで目が配られており、重層的な分析成果となっている。

他方で、なぜこのような歴史的経過を辿ったのか、ここで指摘されている内容はアメリカにおけるソーシャルワーク研究や教育内容にどのように受け入れられているのか、キリスト教の動向等についてはさらに説明が求められるのではないかと、などの意見が出されたが、全体としては、公文書館所蔵資料などの第1次資料を含む広汎な文献を渉猟して、アメリカのソーシャルワークの歴史を黒人マイノリティの側からのプロテストの歴史として描いた重要な著作であるという点で、審査委員全員の意見が一致した。

もう一作、学術賞に該当するとされた平野隆之氏の『地域福祉マネジメント——地域福祉と包括的支援体制』（有斐閣）は、国によって政策化される地域福祉諸施策を、自治体というメゾレベルでの取組みとして把握し、自治体の担当者が、ただ政府の施策を実施するのではなく、「加工の自由」を貫くことで、「従来の自発的福祉」を活かした形で運用をしていく必要性を論じている。こうした取組を行うにあたって必要となるシステムを筆者は「地域福祉マネジメント」と呼び、多くの自治体の事例を参照しながら、段階別の地域福祉マネジメントのあり方を図示するなど、新しい時代の地域福祉のイメージを提起している。このように、地域福祉マネジメントの理論化を図りながら、政府の地域福祉施策の段階に応じたマネジメントのありようをわかりやすいモデルとして提示したことは、地域福祉研究・実践における重要な貢献であり、著者の長年にわたる研究と多くの自治体の計画づくりへの参加、フィールドワークを通して到達した成果であるといえる。

他方で、本書での地域福祉の発展段階を地域福祉マネジメントの概念によって説明するという試みには必ずしも整合的ではない面が見られ、やや著者の問題関心や理論枠組みが先行しすぎているのではないかという意見が出された。

奨励賞に該当するとされた田中智子氏の『知的障害者家族の貧困——家族に依存するケ



ア』(法律文化社)は、知的障害者家族の貧困を家族に依存するケアとの関連で構造的に論じている。

本書においては、障害者家族および母親のケアの実態とともに、知的障害児、成人期の知的障害者の生計費の分析、母親の就労実態の分析が行われ、障害者福祉、高齢者介護のもつ構造的な問題、女性の貧困の問題が質的・量的資料を用いて分析され、その結果、知的障害者家族が貧困に陥るのは、母親がケア役割を期待されて就業に制約がかかりやすい上に、障害者への優先的支出配分を行うことで支出を一定以上圧縮できないこと、ここから生じる貧困リスクはライフサイクルを通じて継続することなどの知見が示され、示唆に富む内容となっている。

こうした成果は、著者による当事者との丁寧な関係づくりと、それを踏まえたスノーボール方式による資料収集によって可能となっているが、他方で、スノーボール法によるデータ収集のため、統計的な解析には適さない部分もみられ、分析方法の工夫が必要であるという意見も提出された。

なお、これ以外の2作の著書も、審査委員会ではそれぞれ高い評価を得たが、学術賞や奨励賞には至らなかった。

論文部門においても、第2次審査の対象として残った4編すべての論文は、いずれも評価点を得ていた。そのため、個々の論文について順次審査することとしたが、今年度の審査では奨励賞(論文部門)に該当する論文はないという結論に達した。

以上の審査経過により、2021度においては、西崎緑氏の『ソーシャルワークはマイノリティをどう捉えてきたのか——制度的人種差別とアメリカ社会福祉史』(勁草書房)、及び平野隆之氏の『地域福祉マネジメント——地域福祉と包括的支援体制』(有斐閣)の2作を日本社会福祉学会学術賞の授賞対象とし、田中智子氏の『知的障害者家族の貧困——家族に依存するケア』(法律文化社)を奨励賞の授賞対象として提案するとともに、奨励賞(論文部門)の該当作はないという結論になった。

審査委員長 小林 良二

学術賞 講評

西崎 緑 氏『ソーシャルワークはマイノリティを  
どう捉えてきたのか——制度的人種差別と  
アメリカ社会福祉史』

(勁草書房、2020年8月25日刊)

学術賞に該当するとされた西崎緑氏の『ソーシャルワークはマイノリティをどう捉えてきたのか——制度的人種差別とアメリカ社会』は、1865年の南北戦争前後から1960年代の公民権法制定までのほぼ100年間にわたるアメリカの福祉政策とソーシャルワークの歴史を、マイノリティである黒人の視点から批判的に検討した著作で、これまでの日本におけるアメリカ・ソーシャルワークの研究では明示的には語られてこなかった重要な論点を提起している。

本書は、ソーシャルワーク前史を扱ったアメリカ・ソーシャルワークの起源と黒人の排除、19世紀末から20世紀初頭の急速に変貌するアメリカ社会におけるアメリカ・ソーシャルワーク界のマイノリティ認識、ニューディール期の福祉国家体制下におけるソーシャルワークと人種問題、第2次大戦後の冷戦期におけるソーシャルワークとアメリカ黒人、1960年代の当事者運動とソーシャルワーク専門職との緊張関係、及び、終章の6つの章から成り立っている。

巻末資料にある年表をみると、この100年間の歴史の記述にあたって、アメリカ社会全体と黒人全体に関わる社会・経済体制、法・制度、主要な事件などに関する2つの項目が設定され、ソーシャルワークについては、ソーシャルワーク全体に関わる全国・地方レベルでの組織の動向、ソーシャルワーカー養成教育、黒人ソーシャルワーク及び養成教育の3つの項目に即して資料の整理が行われており、本書の理論枠組みを知ることができる。

また著者によると、この研究にあたっては、一般に公開されている日米の第2次文献の他に、第1次資料として、アメリカの公文書館資料、公刊資料集、インタビュー、議事録、講演録などの資料が参照され、特に、ソーシャルワーク関係の全国組織の年次大会の議事録、人物史、回想録、オーラルヒストリー、新聞・雑誌記事、手紙や手記などの資料や、黒人ソーシャルワーカーが書いた文献などが重視されているという。

このような包括的な資料の整理によって、アメリカ建国以来の黒人の奴隷制度から始まる社会・経済・政治体制の変化と黒人差別の歴史が、連邦政府・州政府などによる失業対策、社会保障政策、貧困対策、教育制度などの制度的動向とともに記述され、それらを背景として展開されたソーシャルワークの対応が、メインストリームのソーシャルワーク界と黒人の当事者団体・マイノリティソーシャルワーカーとの対立などとして描かれている。

このように、本書では、アメリカの政治・経済・社会的背景のもとに、マイノリティとし

ての黒人の視点から、アメリカのソーシャルワークのもつ特質が多面的・包括的に描き出され、これによって、これまでのアメリカの黒人の苦難と差別の歴史、それに対応しきれなかったアメリカ・ソーシャルワーク界の歴史が説得的に語られていることは極めて高く評価されなければならない。

また、著者は、このような記述を踏まえ、アメリカ・ソーシャルワークの精神的基盤について、「ソーシャルワーク界のもつWASP的世界観によって、ソーシャルワーカーが認識していた社会の問題は、マイノリティが日々の生活経験から知覚していたアメリカ社会の基本構造に由来する問題とは全く違っていった」とするとともに、「(WASP的世界観とマイノリティ) 両者の認識は交わることなくきてしまっていたのではないか」(6頁)と述べ、メインストリームのソーシャルワークが、個人を対象とする精神分析を用いた高度な専門性をめざすことによって、マイノリティの問題を全く理解できなくなったと批判している。さらに、日本のソーシャルワークにおいても、マイノリティの視点を踏まえ、支援者と対象者という枠を超えた「誰もが安心して生きていくことのできる社会」の建設をめざすべきだとする。

以上のように、本書は、アメリカの黒人マイノリティの視点から、アメリカのソーシャルワークについて論じたものであるが、このなかで用いられている中心概念のひとつである「ソーシャルワーク界」という用語についてはもう少し説明が必要のように思われる。この用語は多くの内容を含んでおり、著者が資料の整理に用いている巻末分類を参照しても、必ずしも明確ではない。実際本書では、都市のスラム地域の再開発や貧困問題に取り組もうとするコミュニティ・オーガニゼーション、コミュニティ・アクションなどが紹介されているが、これらは本書でいう「ソーシャルワーク界」においてはどのような位置づけになるのであろうか。また、この100年間のソーシャルワーク界の歩みと、黒人ソーシャルワークとの関係をもう少し分析的に扱うことによって、別の記述の仕方もあるのではないかと思われる。さらに、本書の範囲を超えているが、1960年代の公民権運動以後のアメリカ・ソーシャルワーク界の変化についても簡単に触れてほしいという印象を持った。

にもかかわらず、著者があとがきで書いているように、ブラックパワーや福祉権運動、障害者の自立生活運動が共通して訴えていたことは、人間としての尊厳ある生活の保障と自己決定であり、生活困難の実態をもっともよく理解しているのは当事者であるという主張は、社会福祉あるいはソーシャルワークに関わる者の基本的前提としてよいであろうし、このことは、コンテキストは異なっても、我が国の最近の福祉政策の基調になっている「地域共生社会」の理念や実践とも相通じるものがある。

いずれにしても、アメリカのソーシャルワーク界の歩みを、黒人ソーシャルワークの視点から長大なスケールで描いた本書は、多くの福祉関係者に読まれる価値のある重要な成果であるといえよう。

## 平野 隆之 氏『地域福祉マネジメント——地域福祉と包括的支援体制』

(有斐閣、2020年3月25日刊)

もう一作、学術賞に該当するとされた平野隆之氏の『地域福祉マネジメント——地域福祉と包括的支援体制』は、最近の地域社会の変化とそれに対応する政策環境の変化を踏まえ、これまでの地域福祉研究が、ボトムアップ型の住民主体の活動の展開に焦点を当てていたのに対して、メゾレベルの地方自治体（都道府県、基礎自治体）による取組みを重視した新しい理論枠組みを提案しようとするユニークで野心的な作品となっている。

2000年以降の社会福祉政策では、生きづらさや貧困、孤立・孤独を抱える人々の社会的包摂が重視されるようになり、ホームレスなどの社会的排除への地域社会の対応、小地域福祉の政策的推進、社会的孤立に伴う生活困窮者の支援、地域力の強化とそれを支える包括的な支援体制の構築などが進められてきた。

こうした政策を推進するには、地域住民の主体的活動だけでなく、地方自治体による地域福祉への積極的な関わりが求められるが、さまざまな施策が国レベルで策定されても、それを実施する地方自治体の総合的な取組みがないと、以前からの縦割り・対象別の体制が維持され、制度の「隙間」への対応は不十分なままになる。筆者は、こうした状況を踏まえて、政府が打ち出した諸制度や諸施策を、それぞれの自治体の状況に合わせて「自由な加工」を行ない展開するための「地域福祉マネジメント」が必要であるとし、積極的な事業展開をしている自治体などについての研究を積み重ねて、その理論的枠組みを提案している。

著者の提唱する地域福祉マネジメントとは、自治体の担当者の実務に対して、「地域福祉に関するプログラムの開発」、「地域福祉計画の場のマネジメント」、「地域福祉行政の形成と運営のための条件整備」という3つの機能を総合的に支援するものとされ、それぞれについて、より詳細な説明が付されている。このような理論＝分析枠組みに基づいて、著者が長期にわたって研究・関与してきた多くの自治体の取組み例が、政府が打ち出した地域福祉関連諸施策を踏まえて整理＝評価されるという構成になっている。

本書の貢献としては、第1に、従来、国の策定する制度や施策を「そのまま」実施してきた自治体が、それぞれの自治体の状況に合わせて「加工する自由」を発揮できるための理論的枠組みとしての「地域福祉マネジメント」を提起したことである。これに関連して本書の第I部では、最近策定された政府の地域福祉関連諸施策の流れが筆者の観点から簡潔に整理されているが、これは、政府の地域福祉政策が全体としてどのような意図のもとに策定されてきたかを知るうえで有益である。

第2に、地域自治体の現状を理解・評価するために、政府の諸施策のうち、介護保険制度の生活支援体制整備事業、生活困窮者自立支援制度、成年後見制度利用促進法、多機関協働・地域力強化推進事業を横軸とし、先述した地域福祉マネジメントの構成項目である「ブ

プログラムの開発」「運営の条件整備」「計画の場のマネジメント」という3つのカテゴリーを縦軸として、筆者が関わった多くの自治体がどのように地域福祉に取り組んでいるかを、段階別・類型別に説明したことがあげられる。これによって、他の自治体の取組みも、政府による地域福祉関係諸施策と地域福祉マネジメントの概念を用いて位置づけられるようになり、今後の自治体の地域福祉施策の研究だけでなく、自治体関係者にとっても役立つであろう。

第3に、このような成果を上げるに到った背景には、筆者が地方自治体というメゾレベルの場における多くの関係者との共同研究や施策に「関与」してきただけでなく、政府の検討委員会や研究チーム、中間支援団体、地域団体との共同作業から幅広い情報の収集と経験を積み重ねてきたことがあげられる。言い換えれば、筆者はこのような研究姿勢を通して、自治体を「実践」現場としてきたといえるであろう。

このように、本書は、地域福祉研究における新しい研究スタイルを提案した開拓的な取り組みである点で高く評価されるが、他方で、筆者がここでモデルとして整理しているような地域福祉マネジメントが浸透するには、さまざまな課題が山積していることも事実であろう。「地域福祉マネジメント」が実際に定着するには、自治体担当者が国の施策に「自由な加工」を行おうとする基本姿勢の確立、庁内での部門間・機関間調整を可能とする能力、そのための財源確保、人材育成など課題は山積しており、本書の提案がどのように受け入れられるかについては経験的な検証が必要であろう。



田中 智子 氏『知的障害者家族の貧困  
——家族に依存するケア』

（法律文化社、2020年4月10日刊）

奨励賞に該当するとされた田中智子氏の『知的障害者家族の貧困——家族に依存するケア』は、知的障害者家族の貧困を、家族に依存するケアとの関連で論じた興味深い著作である。

本書においては、これまで政府等による各種の統計調査等を用いて行われた知的障害者の貧困研究が、知的障害者本人の収入に着目していたのに対して、本人と家族の収入・支出を含む家計の構成を明らかにする必要があるとして、著者自らが、知的障害児・者を持つ家族に依頼して行った家計調査の結果と、主要なケアラーである母親の就労状況についてのインタビューに基づいた研究が行われている。

その結果、知的障害児の年代別の支出の状況や、成人期の知的障害者については、家族同居、グループホーム、一般就労別等、生活の場所別の生計費の分析が行われ、障害者家族の家計には障害児者のための追加的費用があること、家計支出の弾力性が乏しいこと、障害者への優先的支出配分のため、本人よりも親、特に主要なケアラーである母親への負担が大きくなること、ここから生じる貧困リスクはライフサイクルを通じて、ケアラーの加齢後も継続することなどの興味深い知見が示されている。さらに、12人のケアを担当する母親へのインタビューを通して、「ケアに引き寄せられる母親たち」の就労の状態が明らかにされ、家族が障害者ケアの含み資産として考えられている社会では、障害者の親が専従ケアラーの役割から解放されず、貧困から脱却できる状況には至っていないとする。

このように、本書では、知的障害児・者の収支の構造とそれと関連する家計の詳細、ケアラーである母親の就労実態の分析が行われ、障害児・者とその家族をめぐる貧困の構造が量的・質的データをを用いて検討されているが、障害児・者の家族がその家計を明らかにするというデリケートな課題に加え、スノーボール方式による調査協力者による1ヵ月間にわたる家計簿への記入を依頼できるまでには、関係者との信頼関係の形成という大きな課題があったであろうことは推測に難くない。

また、使用されているサンプルは少数であるが、それであるがゆえに、障害児・者の外出行動などの具体的な状況が明らかにされ、ケアにかかる費用の内容や、貧困を生み出す実態が明らかにされたことは重要な意義を持っている。さらに、こうした家計データとその母親の職歴を中心とするケア経験についてのヒアリング調査によって、就労するケアラーとしての母親の思いを描き出すことができたことは貴重な成果である。

最後に著者は、このような調査を実施することによって、調査協力者となったケアラーである母親たちが自分たちの生活を対象化し、自覚化することによって、その社会的意義を確認できたと語っており、この点も本研究の意義と言ってよいであろう。

他方で、著者も言及しているように、この調査がスノーボール方式によって行われたこと

から収集したデータに偏りがあること、また、得られたデータを下位カテゴリーによって集計するとサンプル数が極端に少なくなり、統計値としての意義が曖昧になる可能性がある。このためには、得られたデータを他の調査結果と参照するなどして、その数値の一般性を検証する必要があるだろう。

なお、この研究は、知的障害者本人の立場から行われたというよりも、家族ケアラーからの情報や意見に基づいて行われたといえる。その意味では、本書の第1章で紹介されている「障害者家族からの自立」という立場とは異なる立場からの研究になっているといえるかもしれない。

にもかかわらず、本書は、生涯にわたってケアが必要となる知的障害者の生計費はどのくらいなのか、知的障害児とその家族の家計の構造はどうなっているのか、障害者が貧困から脱却する機会はどうして奪われてきたのか、という研究課題をたて、それに対して、調査対象者との関係形成を含めて真摯に取り組んだ貴重な成果である。この著作を参照して、将来さまざまな研究が行われることを期待したい。



---

# 抄録 『ソーシャルワークはマイノリティをどう捉えて

## きたのか

### ——制度的人種差別とアメリカ社会福祉史』

---

西崎 緑

#### 1. 本書の問題意識とねらい

日本の社会福祉界において行われてきたアメリカ研究の目的は、主としてソーシャルワークの専門的技法を学ぶことであった。特に個人や家族の生活困難についての診断（あるいはアセスメント）とそれに対しての問題解決技法については、大きな関心が寄せられてきた。そのため、アメリカの社会福祉に関する歴史研究も、専門技法の発達を軸にしながら、専門職教育や制度の普遍化の過程を辿るものが多かった。

これらに対して本書の研究は、大多数のソーシャルワーカーたちが関わることがなかった生活困難を抱えた人々、特にアメリカ社会で最大のマイノリティグループであり続けた黒人（アフリカ系アメリカ人）に光をあて、アメリカ社会福祉の姿を描く試みである。無論、ソーシャルワーカーたちは、自らの信念や信仰に基づき、苦しむ社会的弱者（移民、孤児、寡婦、病人、失業者、障害者、貧困者）を助け、その環境改善の努力をしてきた。しかしその一方で、黒人コミュニティの生活困難の根本的原因である制度的人種差別の解消に十分な努力をしたとは言い難い。ソーシャルワーカーが信じた社会正義（公正な社会）の実現が、黒人に対して適用されなかったのはなぜなのか。これまでの人種問題をめぐるアメリカ社会の態度とソーシャルワークの発展過程への影響を植民地時代から辿ることによって、明らかにすることが本書のねらいである。

#### 2. 本書の構成と概要

第1章のアメリカ・ソーシャルワークの起源と黒人の排除では、17世紀の植民地時代からのアメリカでは、奴隷制の対象となった黒人には基本的人権がはく奪され、自由黒人であったとしても市民としての権利を十分に享受できず、政治的・経済的進出の機会も制限されていたことをまず述べた。そして信仰覚醒を経験した人々が、真のキリスト教的世界を実現しようと社会の浄化を図るところからソーシャルワークの前史が出発するが、彼らには、倫理的問題として都市貧困への対応や奴隷制度の廃止を求める意識があったとしても、人種差別そのものが持つ問題には気づいていなかったことを述べた。

第2章の初期ソーシャルワーク界のマイノリティ認識では、19世紀末の急激な産業化とヨーロッパからの大量移民という事態に直面し、北部都市でソーシャルワークが始まったが、第一次大戦中の大移動で北部にやってきた黒人を支援したのは、黒人教会や黒人女性クラブ、そして全国都市同盟などの黒人の自助的な組織であったことを述べた。また、南部でのリンチや人種隔離という不条理には、社会福祉界は無関心であったことを述べた。

第3章の福祉国家体制におけるソーシャルワークと人種問題の浮上では、ニューディール期以後、アメリカでも社会保障制度が整備され、福祉国家体制が出来上がったものの、黒人

の多くが従事していた農業労働者と家事労働者は社会保険制度から排除されたこと、増大した公的扶助部門にはBSW（学部レベル）が多く従事し、専門ソーシャルワーカーは、戦時体制が進む中、精神医学ソーシャルワークへの関心を高めていったことを述べた。

第4章の冷戦期のソーシャルワークとアメリカ黒人では、冷戦の社会不安の中で、白人中流家庭を対象とする家族ソーシャルワークに専門ソーシャルワークが傾斜していったこと、そのため1954年のブラウン判決以後、全国的に進められた人種統合に関しても、社会福祉界は中流白人のクライアントを失うことを恐れて緩慢にしか反応できなかったこと、また反共キャンペーンによって社会福祉界の社会改革的動きが抑制され、ADC受給者に対するバッシングに対しても抵抗する力が弱かったことを述べた。

第5章の当事者運動と専門職との緊張関係では、1960年代から70年代の公民権運動に触発された当事者運動が盛り上がったこと、特にAFDC受給者（その多くが黒人の母子家庭の母親）による福祉権運動が「人間としての扱い」を求めたことを述べた。彼らは、受給者の人権と自己決定を追求して、政権と社会福祉専門職を批判したが、社会福祉界がその批判に応じて自らの変革を行うことができず、黒人ソーシャルワーカーが分離独立したことを述べた。

これらを通して見えてくることは、アメリカの社会福祉界が持つWASP的世界観をソーシャルワーカーたちも共有しており、彼らが認識していたアメリカ社会の問題は、黒人たちが日々の生活経験から知覚していた人種差別に由来する問題とは全く異なっていたということである。

### 3. 対象者と支援者という構図を越えたソーシャルワークを目指すには

1960年代後半から黒人以外にも、障害者の自立生活運動や先住民の復権運動、性的マイノリティの権利運動など、それまでアメリカ社会で周縁化されてきた人々が、声をあげ、社会をかき回し、市民として扱われる権利、安全に生活する権利を求めてきた。これに対して社会福祉界の根本的改革は行われなかったものの、1968年の第95回全米社会福祉会議で発表された「黒人ソーシャルワーカーの主張」や翌年の会議で発表されたソーシャルワーカー養成校のカリキュラム改革への要求に基づいて、養成カリキュラムの変更がはじめられた。マイノリティの置かれた社会環境を理解し、共に闘うことを目指すソーシャルワーカーの養成の必要性に気づいたのである。

しかしアメリカ社会における制度的人種差別は表舞台から姿を消したとは言え、本書が出版された2020年には、日本でもBLM（ブラック・ライヴズ・マター）運動が注目を浴び、根本的問題は未解決のままであることが明らかになった。刑罰国家のシステム強化と警察の暴力によって多くの黒人が命の危険に晒されているが、その状態は長らく放置されたままである。失業率の高さや新型コロナウイルス感染症の感染率の高さも加わり、黒人が社会的排除の犠牲者であることは変わらないが、この状況に対して、社会福祉界はどう反応しているのだろうか。

本書が求めた当事者主権のソーシャルワークとは、当事者が抱える問題を共に背負うことである。アメリカ社会の制度的人種差別という不条理に、ソーシャルワーカーの感覚は鈍かった。日本のソーシャルワーカーは、当事者が遭遇している不条理を読み解くことができるのであろうか。対象者と支援者という構図を超えて、誰もが安心して生きることができる社会を実現させるためには、まずソーシャルワーカー自身の不断の自己点検と自己批判から始めることを提起し、本書のまとめとしたい。

---

## 抄録 『地域福祉マネジメント』

### ——地域福祉と包括的支援体制』

---

平野 隆之

本書は、地域福祉の推進という動態性を踏まえた地域福祉の体系化（マイクロ・メゾ・マクロ）研究において、マクロの包括的支援体制の政策化が進展するなかで、メゾ領域にあってその運用を担う自治体地域福祉行政が、同政策化に対して「加工の自由」を発揮するに必要な地域福祉マネジメントの方法に焦点化させた研究といえる。

本書（220頁）は、3部9章と終章で構成される。はじめにでは、地域福祉行政が担う地域福祉マネジメントに限定した研究として本書が編集されることに触れつつ、「地域福祉と包括的支援体制」（社会福祉士カリキュラム改正後の科目名称）の教材開発の検討素材の提供をも射程に入れることに言及する。第I部に、地域福祉マネジメントの枠組みと展開について3つの章を配置し、地域福祉マネジメントの概念化を解説する。第II部では、3つの条件整備行政に相当する制度福祉を各章に割り振り、地域福祉との協働関係のなかで実現可能となる支援理念として参加と権利擁護を提示する。第III部では、3つの自治体の事例研究によって、地域福祉行政の形成と地域福祉マネジメントとの関係を、地域福祉計画策定・改定のプロセスや国のモデル事業の活用など、系統的な展開を分析することで検証する。

以下では、「加工の自由」を担う地域福祉行政の形成を構造的に分析するための枠組みとその成果について解説する。これにより、地域福祉（推進）の体系化研究に「地域福祉マネジメント」概念を挿入した本書の意義に触れてみたい。

第1の意義は、2008年に出版した『地域福祉推進の理論と方法』（有斐閣）において提示した地域福祉（推進）の動態性と体系化（マイクロ・メゾ・マクロ）に対する寄与である。地域福祉プログラムと地域福祉計画によって構成していたメゾ領域に「地域福祉マネジメント」概念を導入することで、2000年以降の地域福祉行政の形成を軸とする地域福祉政策の動的な展開と自治体による対応を描くことが可能となる。前書がマイクロ実践からのボトムアップの構造を中心に、地域福祉の推進を明らかにしたのに対して、本書は地域福祉の政策化が進むなかで、メゾ領域での自治体の主体的な制度運用にみる裁量の正当性を扱う。

第2は、前書において空間軸と捉えた「地域に累積する福祉」（地域福祉の容器）に対する新たな視点の付与である。自治体マネジメントによる系統的な累積化という時間軸を加えることで、段階IVに設定した重層的支援体制の制度運用での「加工の自由」の条件を仮説的に見出そうとする。段階IVに至る過程を、これまでの地域福祉研究に根差す形で、地域福祉プログラムの開発（段階I）、地域福祉計画の策定・進行管理（段階II）を設定するとともに、地域福祉マネジメントの業務の拡充によって可能となる「制度福祉と地域福祉との協働」（段階III）を挿入することで、かかる条件を生み出す蓄積過程とみなす（第2章）。

第3は、段階IIIに位置づけた「制度福祉と地域福祉との協働」の重要性を踏まえ、第IV段階における「加工の自由」を可能にする地域福祉マネジメントの方法論に接近する。段階I・IIでの地域福祉の行政部署業務にとどまらない、対象別制度福祉との協働を担う業務に及ぶマネジメントである。協働すべき制度福祉を、制度福祉のなかの条件整備行政としてとらえ、



3つの事業、①介護保険制度による生活支援体制整備事業、②生活困窮者自立支援事業、③成年後見制度利用促進事業に着目し、地域福祉との協働関係のマネジメント方法の実証を試みる(第II部)。第I部の地域福祉マネジメントの枠組みと第III部の自治体事例研究との間にあって、制度福祉と地域福祉との協働関係を扱うことで、はじめて狭義の地域福祉行政の守備範囲を越えた裁量的なマネジメントの役割と意義が明確となる。とくに権利擁護支援は、国の重層的支援体制整備において法制度的には明確化されていないこともあり、地域福祉行政による裁量的な取組みが求められる重要な領域といえる。

第4は、先の時間軸(4段階区分)で捉えた地域福祉の展開を、A:地域福祉プログラムの開発、B:地域福祉計画の場のマネジメント、C:地域福祉行政の形成と、M:地域福祉マネジメントとの相互関係によって、横断面の構造として捉え直す。そのことで、地域福祉マネジメントが有する6つの機能への分解が可能となる。図示を伴った6つの機能は、M⇒Aの作用における①開発の主体化と②実践のアセスメント、M⇔Cの相互作用(運営の条件整備)における③協働の合意形成と④人材育成・組織の整備、M⇒Bの作用における⑤計画化の協議と⑥進行管理・評価、である(第1章)。

かかる6つの機能を先の4段階区分に加えることで、自治体地域福祉行政の形成を検証するための分析枠組みが組み立てられる。その分析結果をもとに、地域福祉マネジメントの実体化を論じる(第III部と終章)。対象は、筆者が地域福祉計画の策定をはじめ、モデル事業等のアドバイスを通して関与した自治体で、高知県中土佐町、滋賀県東近江市、兵庫県芦屋市である。地域福祉計画やモデル事業といった日常の地域福祉業務とは異なったプロジェクト性のある場が提供されることで、地域福祉マネジメントを観察・関与するフィールドワークが可能となる(第3章)。3自治体の相対化では、政策に先行する地域福祉プログラム開発の実績、それに基づく国モデル事業の主体的な活用、地域福祉計画の策定と進行管理の系統的な展開にみられるマネジメントに、共通性と独自性を見出す。また、地域福祉とまちづくり・地域づくりとの融合がそれぞれの特性を持ちつつ見出される。

第5に、地域福祉政策が地域共生社会の実現という文脈のなかで展開されていることを踏まえ、研究対象としての扱い方に触れておく。本書では、地域共生社会そのものに触れることを禁欲し、地域福祉行政や政策の分析に限定しながら、その体系化を目指した。本書は、前書の延長であるとともに、日本福祉大学がCOEプログラムに採択されて以降継続してきた「福祉社会開発の政策科学」の研究プロジェクトとの役割分担の上に成立する。同プログラムの今日的な成果である『福祉社会の開発:場の形成と支援ワーク』(2013)と『地域共生の開発福祉:制度アプローチを越えて』(2017)においては、地域福祉とまちづくり・地域づくりとの融合による福祉社会・共生社会の開発を展望する根拠を示している。

「制度福祉と地域福祉との協働」の先にある「地域福祉とまちづくり・地域づくりとの協働」への展開に向けて、地域福祉マネジメントによる裁量性はより求められ、それを担う地域福祉マネジャーの養成が課題となることを本書の結論で触れている(終章)。地域福祉マネジャーの育成に向けて、筆者はプロジェクトリーダーとして、国際開発分野の教員の参加を得て、日本福祉大学大学院学び直しプログラム「地域再生のための福祉開発マネジャー養成」の開講を2015年度に実現している。現在、同プログラムの講義科目「地域福祉マネジメント論」のテキストとして、本書が活用されている(あとがき)。

---

## 抄録『知的障害者家族の貧困

### ——家族に依存するケア』

---

田中 智子

本書は、生涯にわたりケアを必要とする知的障害者のケアを担う家族、その中でも特に母親に焦点を当て、ケアを担うことがなぜ貧困に接近するリスクを高めるのかということ考察したものである。

長期的に障害のある子どもを支える家族は、物心両面にわたり固有の生活問題を抱えるにも関わらず、先行研究における障害者家族への関心の多くは、障害受容やストレスなど心理的側面が中心であった。このような研究状況を踏まえて、本研究の目的は、知的障害児者を含む家族の生活の特徴を家計を通して考察することで、経済的及び社会資源の不足という状況が、障害児者本人及び家族、特にケア役割が社会的に強制されている母親の生活にどのような影響として表われているのかを明らかにした。

それを明らかにするための本書における研究の問いを次の3点に整理した。第一は、生涯にわたるケアが必要となる知的障害者の生計費、すなわち障害者一人が生活するのに一体いくらかかっているのかということである。第二に、知的障害者および家族の家計はどのような構造になっているのかということである。年齢や障害程度等の障害者側の要因、あるいは家族構成や家族周期等の家族側の要因などによって障害者およびその家族の生活がどのように特徴づけられているのかということをも明らかにする。第三に、障害者家族が貧困から脱却する機会がいかんにして奪われてきたのかということである。

以上の点についての考察を通じて、知的障害、ケア、貧困にいかなる構造的関連があるのかを明らかにするために、本書においては、二つの調査を行った。一つは、大阪府八尾市に在住する知的障害者家族を対象に1ヶ月間の障害者本人に関わる収支状況を明らかにするための自記式の家計調査（有効回答数153）である。もう一つは、成人期障害者の母親12人に対して、就労とケアの現状についてのインタビュー調査である。

本書の各章の内容は次の通りである。

第1章は、先行研究のレビューを通して、本論文の研究上の位置づけを提示している。一つは、生涯にわたり個別的で複合的なケアが必要とされる知的障害者のケア特性と、それを担うために母親に課せられるいわゆる「親役割」を超える「ケアラー役割」の在り方を示した。もう一つは、先行研究において多面的に議論されている障害者の自立をめぐる議論において、ケアラーとして生きる家族という視点が等閑視されていることの問題を指摘し、家族の生活問題という把握から知的障害者家族の在りようを把握する視点を提示した。

第2章は、知的障害者家族の家計や貧困状況に関する先行調査をレビューした。先行研究において欠如していた点、すなわち生活状況（世帯構成や家計状況など）と実際にどのような暮らしの状況にあるかということの両面からの把握、被扶養者の立場にある知的障害者についての着目、収入だけではなく支出や世帯内配分状況についても把握の必要性を提示し、これらを明らかにすることから本研究における家計調査に意義があると判断した。

第3章、第4章は、家計調査をもとに、知的障害者家族における固有の生活構造について考

察した。第3章は、障害児、第4章は成人期の障害者を含む家族を対象とした。知的障害児者を含む家族においては、ケアに対する追加的支出が確認されたこと、ライフサイクルの早い時期から障害児への優先的支出配分が行われていること、ケアの標準化とも言えるような社会資源を多用しながらの生活が一般的となる中で、世帯所得や障害程度、きょうだい数などに関わりなく一定程度の支出が行われていることが明らかになった。しかし、この追加的支出については、知的障害の特性ゆえに、高齢者介護で一定割合以上の人に発生する「標準的介護費用」のような共通する費目が認められず、その特定が困難である。さらに、その追加的支出は、家族にとっては幼少期からの継続的なものであるため、改めて負担として自覚されることがなく、負担そのものが潜在化している。そして、障害者への優先的支出配分の結果、様々な形で他の家族員の生活へのしわ寄せが生じている。

第5章では、家族に生じているしわ寄せについて、その典型的事象として、母親の就労を取りあげ、どのような現状にあるのかについて、貧困防衛、バーゲニング、社会参加という点から考察を試みた。母親の就労は、母親の専従ケアラー化を前提とした社会的意識、社会資源の配置状況のもと、つねにケアに引き付けられ不安定なものであることを明らかにした。

第6章では、第3章から第5章で行った実証的研究をもとに、あらためて障害者家族の生活の特徴とケアラーである母親に生じる貧困リスクについて、その理論的整理を試みた。

本書を通じて明らかにしたことは、次の3点である。

第一に、知的障害者家族の家計は非常に弾力性が乏しく、生活に画一化・硬直化がみられる。家計の弾力性が乏しい要因としては、低位な収入と固定的な支出がある。ケアラーへの専従化のため母親の就労が困難な知的障害者家族においては、稼得による追加的所得が得られないため、収入が低位にとどまる。また、固定的な支出ということでは、長期にわたる本人への優先的支出配分は、様々な不測の事態への経済的側面からの対応を困難にし、貧困に陥るリスクを高める。以上のように、ケアにかかる追加的費用において、個別性が高く、家計は低位な水準で収入と支出の両面から硬直的であり、しかも長期に渡り継続するという点において、知的障害者家族の家計は固有の特徴を有する。

第二に、ケアによって母親が貧困に陥るリスクが高まる。母親には、「二次的依存」が構造的に生み出される。母親たちはケアに専念することで、経済的に夫に依存せざるをえず、夫とのバーゲニングにおける不利益、高齢期の貧困、家族全体の福祉の追求のために世帯内不平等や剥奪を経験することとなる。

第三に、母親のエイジェンシーの問題も見逃ごせない。母親たちがケアにおいても自分の人生においても、母親たちが持つ裁量というのは非常に限定的なものである。その結果、ケアであれ就労であれ、一見すると、母親たちの意思によって現状が選択されていると思われるような場合もあるが、母親たちからみるとそれ以外の選択肢は存在しなかったのだと言えよう。このことから、母親たちの自らの人生における裁量の狭さ、言い換えると資源を自らの自由に変換することへの制限を貧困状態とみなすことができ、その解決に向けては社会的課題として位置付ける必要があると考える。

本書では、知的障害者家族に関する実証研究を通して、知的障害とケアと貧困の構造的関連性について明らかにしてきた。本研究では、家計調査という方法を用いて、障害者家族の困難を主観的次元だけではなく生活という側面から明らかにしたことに意義があると考えられるが、限界も有している。一つは、プライバシーや調査方法の複雑さなどの課題があり、家族全体の収入と支出の実際については、把握することができなかったため、母親に生じている

生活問題についてはアンケートなどで補う形で考察を行った。そのために、おそらくは母親以外にも父親やきょうだいなどその他の家族員にも何らかの生活問題が生じていると推測されるが、その実際については不明である。もう一つは、重大な課題だと認識しているが、1ヶ月にわたり障害当事者の支出・行動の状況を書いていただく任意の家計調査ということであり、医療的ケアや行動障害などにより濃密なケアが必要なケースや、家計のやり繰りに日常的に支障が出ているような最も低所得な世帯における実態は把握できなかったということである。これらの世帯においては最も深刻な貧困の影響が生じており、この部分に届く研究が求められているのは認識しているが、それについては今後の課題としたいと考えている。



# 一般社団法人日本社会福祉学会学会賞事業要綱

2010年4月 1日施行

2017年5月27日改正

## 1 学会賞創設の意義と目的

日本社会福祉学会創立50周年を契機に、社会福祉研究の一層の発展を図るため、学会員のうちで顕著な研究業績をあげた者の顕彰および若手研究者の研究奨励を目的とする日本社会福祉学会学会賞を創設する。

## 2 学会賞の種類

創設の目的にてらし、学会賞は次の2種とする。

I 学術賞——学会員のうちで顕著な研究業績をあげた者の顕彰

II 奨励賞——学会員のうちで今後の研究の発展が期待される若手会員の研究奨励

## 3 創設の時期

2003年度の総会において創設を決定し、創立50周年記念大会において第1回の授賞式を行う。

## 4 審査の対象

各年度の審査にあたり、その前年（暦年）に公刊された本学会の会員による研究業績を対象とする。

学術賞については原則として単著を対象とする。

奨励賞については、単著部門と論文部門に分けて審査する。対象となる論文は、『社会福祉学』等の学会誌、各大学の紀要、海外の専門誌などに掲載されたものとし、英文のものを含むものとする。

## 5 受賞の資格

奨励賞は、単著部門および論文部門ともに一回限りの受賞とする。ただし、論文部門受賞者の、後年の単著部門受賞は可とする。

学術賞においては、複数回の受賞を可とする。

## 6 推薦の方法

審査の対象となる著書、論文について、広く学会員からの推薦（自薦、他薦）を募る。所定の推薦書に必要事項を記入し、可能な限り現物を添えて推薦書を提出するものとする。

また、審査委員会の判断で、本学会機関誌編集委員会および関連学会の機関誌編集委員会などへ、推薦を依頼することができる。学会機関誌の活性化を図ることを視野に入れて、学会機関誌の編集委員、査読委員および理事経験者などを推薦委員とし、推薦を依頼する。

## 7 審査の手続き

学会賞の審査のため、研究担当理事を含む数名で構成する審査委員会を置く。

審査委員の任期は2年とし、2期を越えないものとする。

審査委員会が、推薦された著書、論文を含めた当該年の刊行物より、審査の対象となる著書、論文のリストを作成する。審査委員による対象著書、論文の審査の結果によって、授賞者および授賞候補作を選定する。

## 8 授賞者の決定

学会賞の授賞者および授賞作は、審査委員会の選定を経て理事会において決定する。

## 9 授賞式

授賞式は各年度の秋季大会において行う。

## 10 経費

各賞に贈る賞金額を含む必要経費については、学会本部「一般会計」に措置する。

## 11 その他

この要綱に基づき、事業実施細目については、理事会において決定する。

## 〈付記〉

関係団体等が行っている社会福祉関係著書、論文の顕彰制度については、学界に対するこれまでの貢献を評価し、学会賞創設にともなう位置づけと関連について整理し、必要な配慮を行う。

## 12 要綱の変更

この要綱を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

## 附則

1 この要綱は、2010年4月1日より施行する。

2 この要綱は、2003年10月10日に制定された「日本社会福祉学会学会賞事業要綱」を引き継ぐものである。

3 この要綱は、2011年1月1日より施行する。

4 この要綱は、2012年4月1日より施行する。

5 この要綱は、2015年8月1日より施行する。

6 この要綱は、2017年3月5日より施行する。

7 この要綱は、2017年5月27日より施行する。



日本社会福祉学会  
*Japanese Society for the Study of Social Welfare*

## Awards of the JSSSW

Outstanding Academic Awards of the JSSSW

New scholar Awards of the JSSSW